

意見聴取

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の制定について

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の制定案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月21日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法に基づき、施設等利用給付認定保護者のうち低所得で生計が困難である者等に係る満3歳以上施設等利用給付認定子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用の一部について補足給付費を交付するために新たに制定するもの。

瑞穂市教育委員会告示第●号

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱を次のように定める。

令和2年●月●日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱

令和2年●月●日告示第●●号

(目的)

第1条 この告示は、施設等利用給付認定保護者のうち低所得で生計が困難である者等に係る満3歳以上施設等利用給付認定子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）に要する費用の一部について補足給付費を交付することにより、当該満3歳以上施設等利用給付認定子どもの円滑な特定子ども・子育て支援の利用を図り、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等利用給付認定保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。
- (2) 満3歳以上施設等利用給付認定子ども 法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもであって、満3歳以上のものをいう。
- (3) 特定子ども・子育て支援 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。
- (4) 特定子ども・子育て支援施設等 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。
- (5) 負担額算定基準子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (6) 小学校第3学年修了前子ども 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。

(補足給付費の交付)

第3条 補足給付費の交付は、本市に居住する満3歳以上施設等利用給付認定

子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものに対し、その満3歳以上施設等利用給付認定子ども（当該施設等利用給付認定保護者が第2号に該当する者である場合にあっては、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳以上施設等利用給付認定子どもに限る。次条において同じ。）が、特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下この条において同じ。）を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供に要する費用について行う。

（1）次のいずれかに該当する者

ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（特定子ども・子育て支援のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度。イにおいて同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次号において同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が7万7,101円未満である場合における当該施設等利用給付認定保護者（イ及びウに掲げる者を除く。）

イ 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る市町村民税世帯非課税者（法第30条の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者をいい、令第15条の3第2項第2号に掲げる者を除く。）である場合における当該施設等利用給付認定保護者（ウに掲げる者を除く。）

ウ 特定子ども・子育て支援のあった月において生活保護法（昭和25年

法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者又は児童福祉法第6条の4に規定する里親である施設等利用給付認定保護者

(2) 施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもが3人以上いる場合における当該施設等利用給付認定保護者(前号に掲げる者を除く。)

2 前項第1号アに規定する所得割の額を合算した額の算定については、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額の算定の例による。
(補足給付費の額)

第4条 補足給付費の額は、1月につき、満3歳以上施設等利用給付認定子ども1人当たり4,500円(現に満3歳以上施設等利用給付認定子どもに対する食事の提供に要した費用(副食材料費に限る。以下この条において同じ。)の額が4,500円を下回る場合には、当該現に食事の提供に要した費用の額)とする。
(補足給付費の交付申請)

第5条 補足給付費の交付を受けようとする施設等利用給付認定保護者は、市長が指定する日までに、副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(代理受領用)(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者の属する世帯の所得の状況を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、交付の可否を決定し、副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定をした施設等利用給付認定保護者が利用する認定こども園又は幼稚園の設置者(以下「施設設置者」という。)に対し、副食費の

施設による徴収に係る補足給付事業対象者一覧（様式第3号）により、補足給付費の交付の対象となる施設等利用給付認定保護者及びその満3歳以上施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供するものとする。

（補足給付費の交付方法）

第7条 補足給付費の交付決定を受けた施設等利用給付認定保護者は、補足給付費の請求及び受領に関する権限を施設設置者に委任するものとする。

2 施設設置者は、施設等利用給付認定保護者から前項の委任を受けたときは、当該施設等利用給付認定保護者から、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供に要する費用の額から第4条の規定により算定した補足給付費の額に相当する額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3 補足給付費は、第1項の規定による委任を受けた施設設置者の請求に基づき、支払うものとする。

4 前項の請求は、市長が指定する日までに、副食費の施設による徴収に係る補足給付費支払請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

（1）副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付対象園児免除実績報告書（様式第5号）

（2）第1項の委任があったことを証する書類

（3）第2項の規定により控除した額を証する書類

（給付決定の取消し）

第8条 市長は、施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な手段により給付費の給付決定を受けたときは、給付決定を取り消すことができる。

（補足給付費の返還）

第9条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付費が既に給付されているときは、施設等利用給付認定保護者に対し、当該給付費の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、10月1日より適用する。

(準備行為)

2 この告示の規定による副食費の施設による徴収に係る補足給付費の申請及びこれに関し必要なその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

副食費の施設による徴収に係る補足給付費支給申請書(代理受領用)

瑞穂市長 様

【申請にあたって同意していただく事項】	
1. 決定にあたり必要な範囲内で、申請者及び世帯員の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を瑞穂市が閲覧及び調査すること。	
2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために瑞穂市が利用すること。	
3. 当該補助金の受領に関する権限を私が利用する幼稚園の運営団体(法人等)に委任すること。	
4. 申請書等に記載した内容や補助決定に関する情報を、給食費の減免を行う際に必要な範囲で幼稚園に提供すること。	
5. 要綱に規定する内容を遵守すること。	
以上のことに同意し、瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱第5条に基づき、以下のとおり申請します。	

申請者	フリガナ	申請者	〒	—
	氏名	印	現住所	
連絡先(電話番号)		自宅	()	携帯
申請子ども	フリガナ	生年月日	年 月 日	利用幼稚園名
	氏名	現住所 申請者と異なる場合のみ記載		
今年の1月1日現在の住所 ※		(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(母親)
昨年の1月1日現在の住所 ※		(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(母親)

※ 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書などを添付してください)。

敬

世帯の状況(申請子どもを除く、保護者含む)

同居者を全員記入して下さい。

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先等
	1		年 月 日	
	2		年 月 日	
	3		年 月 日	
	4		年 月 日	
	5		年 月 日	
	6		年 月 日	
	7		年 月 日	

※対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

瑞穂市長

印

副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請がありました瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付費について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

次のとおり交付します。

子どもの氏名	
生年月日	
利用施設名	
対象期間	年 月から 年 月まで
支給決定額	円
備考	

次の理由により交付しません。

理由：

様式第3号 (第6条関係)

副食費の施設による徴収に係る補足給付事業対象者一覧

No.	施設(事業所)を利用する子どもの氏名及び生年月日		利用する施設(事業所)の名称	免除決定日	免除有効期間
	氏名	カナ 生年月日			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式第4号(第7条関係)

副食費の施設による徴収に係る補足給付費請求書
(年 月 ～ 年 月分)

年 月 日

瑞穂市長 様

(請求者)所在地

施設名

施設長名

㊞

瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付費事業実施要綱第7条第4項の規定により、次のとおり請求します。

1. 請求額 _____ 円

(内訳は、別紙「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付対象園児 免除実績報告書」のとおり)

2. 振込先

金融機関名	
支店名	
種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付対象園児 免除実績報告書

幼稚園名： _____

No.	園児名		月分		月分		月分	
	カナ	氏名	給食提供日数	副食材料費(実費額)	aの免除(減免)実績額と4,500円を比較し、少ない額	給食提供日数	副食材料費(実費額)	aの免除(減免)実績額と4,500円を比較し、少ない額
			a	b	a	b	a	b
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
計								

※1 免除(減免)実績額が確認できる領収証の控えの写しを添付すること。

対象園児数 (※2)	人
補助対象額合計	円

※2 対象園児数は 年 月 日付けで連絡した「副食費の施設による徴収に係る補足給付費対象者一覧」の数と一致させること。